
平成30年第3回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

平成30年9月25日(火)

1. 議事日程第5号

平成30年9月25日(火) 午前10時開議

- 第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 第 2 委員会の審査結果の報告及び委員会報告に対する質疑
 - 第 3 討論
 - 第 4 採決
 - 第 5 委員会発議
 - ・意見書(案)について
 - ・玖珠町議会傍聴規則の一部改正について
 - 第 6 議員派遣について
 - 第 7 委員会の継続審査及び調査について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 第 2 委員会の審査結果の報告及び委員会報告に対する質疑
 - 第 3 討論
 - 第 4 採決
 - 第 5 委員会発議
 - ・意見書(案)について
 - ・玖珠町議会傍聴規則の一部改正について
 - 第 6 議員派遣について
 - 第 7 委員会の継続審査及び調査について
-

出席議員(13名)

1 番 中 尾 拓

2 番 松 本 真由美

3 番	大野元秀	4 番	小幡幸範
5 番	松下善法	7 番	廣澤俊幸
8 番	石井龍文	9 番	宿利忠明
10番	秦時雄	11番	高田修治
12番	藤本勝美	13番	繁田弘司
14番	河野博文		

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山本五十六	議事係長	山本恵一郎
------	-------	------	-------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宿利政和	教育長	秋吉徹成
総務課長	村木賢二	まちづくり 推進課長	中島圭史
まちづくり推進課 総合戦略室長	衛藤正	環境防災課長兼 基地対策室長	藤原八栄
税務課長	石井信彦	福祉保健課長	本松豊美
住民課長	小幡弘	建設水道課長	梅木良政
建設水道課 水道室長	穴井智志	農林業振興課長	藤林民也
農業委員会 事務局長	渡邊克之	商工観光振興 課長	秋好英信
会計管理者兼 会計課長	江藤幸徳	人権同和啓発 センター所長	帆足浩一
教育総務課長	横山芳嗣	新中学校開校 推進室長	長尾孝宏
学校教育課長	佐藤貴司	社会教育課長兼 中央公民館長	瀧石裕一
わらべの館館長 兼久留島武彦 記念館事務局長	吉野弥也子	監査委員	河野好美
総務課 行政係長	和田育男		

午前10時00分開議

○議長（河野博文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話・スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 日程変更について

○議長（河野博文君） 日程第1、日程変更について議題とします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長高田修治君。

○議会運営委員長（高田修治君） 皆さん、おはようございます。

本日、委員会発議について、総務文教民生常任委員会委員長及び議会改革特別委員会委員長より提出がありましたので、本日、9月25日の午前9時30分より議会運営委員会を開催いたしました。その協議結果について報告をいたします。

発議第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について及び発議第6号、玖珠町議会傍聴規則の一部改正について議長宛てに提出されていますので、総務文教民生常任委員会委員長及び議会改革特別委員会委員長より説明を受け、議案の取り扱いにつきまして慎重に協議を行いました。その結果、発議第5号と発議第6号については日程に追加し、本日の日程の中で質疑、討論、採決までをお願いしたいと思います。

何とぞ本定例会の慎重なる御審議と議会運営に各段の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（河野博文君） ただいま議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありました。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程は、あらかじめお手元に配付しております変更日程表（案）のとおりに行うことに決定いたしました。

日程第2 委員会の審査結果の報告及び委員会報告に対する質疑

○議長（河野博文君） 日程第2、委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑を行います。
最初に、予算常任委員会の報告を求めます。

予算常任委員会委員長 秦 時雄君。

○予算常任委員長（秦 時雄君） おはようございます。

予算常任委員会報告。

平成30年第3回玖珠町定例会において、予算常任委員会に審査の付託を受けました議案第70号から議案第74号までの5議案について、9月13日執行部出席のもと質疑、また討論及び採決については、9月19日に延会とし、審査した結果を報告します。

予算常任委員会は、全議員をもって審査に当たることから、報告は簡略化します。

付託された5議案は、議案第70号、平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）、議案第71号、平成30年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）、議案第72号、平成30年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第73号、平成30年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第74号、平成30年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）です。

開会后、議案第70号関係、特殊地下壕対策事業（昭和町）、災害復旧事業（山下中の原）の現地調査を行い、終了後、委員会次第により議案ごとに執行部から概要の説明を受け、審査を行いました。

1 議案第70号 平成30年度一般会計補正予算（第3号）について

執行部より、平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）及び平成30年度玖珠町一般会計補正予算の概要について説明がありました。その後、主管課長から科目ごとの説明を受けました。

今回の一般会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,280万円を追加し、歳入歳出それぞれ109億6,229万1,000円とするものです。

補正の主な事業は、次のとおりです。

○豪雨災害からの復興に向けた道路や河川、農地の復旧工事等

- ・農林水産災害復旧費1億5,803万2,000円
- ・土木施設災害復旧費7,582万円

計2億3,385万2,000円

○新設中学校建設関連事業

- ・スクールバスのテスト運行管理委託費など212万1,000円
- ・各中学校からの備品運搬の委託費793万7,000円
- ・委託料の決算見込み及びスクールバス車両購入の入札減マイナス2,741万円
- ・今後発注する外構工事等の資材・労務単価の上昇などによる増3,852万5,000円

計2,117万3,000円

○まちづくりを推進する各種事業

- ・産地パワーアップ事業3,621万2,000円
- ・県営事業負担金（道路新設改良費）1,228万5,000円

- ・特殊地下壕対策事業1,153万1,000円
- ・買い物券発行事業300万円
- ・子供・子育て支援計画策定調査費230万6,000円
- ・八幡小学校移転事業171万9,000円
- ・玖珠町集落支援推進事業137万4,000円

9月19日予算常任委員会2日目、議案第70号、平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）について、歳出2款1項7目企画調整費における1節報酬の集落支援員報酬ほか集落支援推進事業に関する費用137万4,000円を減額し、その調整のために歳入20款1項1目繰越金も合わせて減額する修正動議が提出されました。

修正理由として、集落支援員とコミュニティ及び自治委員との関係が不明確であることや、新たな組織・人員配置については、各地区コミュニティや自治委員代表者と十分すり合わせを行い、理解を得た上で展開すべきであるが、現時点では理解が得られていない。また、理解を得る努力が認められない。方針については、特別交付税の措置の活用については理解できるが、各自治会館館長の報酬を大きく上回ることや、ボランティアで地域づくりに協力していただいている方との不公平感があるというものです。

審査の結果、各地区コミュニティや自治委員代表者等とのコンセンサスを得た上で展開すべきであり、報酬については、自治会館館長及びボランティアとのバランスを考慮する必要があるため、別紙1、予算常任委員会修正案及び修正部分を除く原案について、賛成多数で可決すべきものと決しました。

2 議案第71号 平成30年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第72号 平成30年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第73号 平成30年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第74号 平成30年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に審査の付託を受けました議案5件の審査結果の報告を終わります。

なお、予算常任委員会から出されたさまざまな質疑・意見については、別紙2を添付していますので、これを真摯に受けとめ、予算の執行に反映されるように申し添えます。

以上であります。

○議長（河野博文君） 予算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

予算常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、総務文教民生常任委員会の報告を求めます。

総務文教民生常任委員会委員長大野元秀君。

○総務文教民生常任委員長（大野元秀君） おはようございます。

総務文教民生常任委員会報告。

平成30年第3回玖珠町議会定例会において、総務文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案7件、請願1件、陳情1件について、9月14日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第63号 玖珠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

本案は、放課後児童クラブにおける職員の要件を緩和するため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決するものと決しました。

2 議案第64号 玖珠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことに伴い条項が変更となったため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第65号 玖珠町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について

本案は、情報化の進展、国際社会のグローバル化などによる急激な社会状況及び環境の変化に伴い、人権に配慮した社会を構築するため、平成28年にいわゆる差別解消三法が制定されたことにより、現在、玖珠町が進める「一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり」のなお一層の推進を図るため、条例の一部を改正するものです。

主な質疑は次のとおりです。

（問）第5条相談体制の充実については専門家を雇用する考えなのか。

（答）庁舎内に相談員を設置するなど体制の充実を検討中です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第66号 玖珠町スクールバス設置及び管理に関する条例の廃止について

本案は、平成31年度に開校する玖珠町立くす星翔中学校にスクールバスを導入するのに伴い、関係規定との調整のため本条例を廃止し、新たに教育委員会規則として「玖珠町スクールバス管理及び運行に関する規則」を制定するものです。

主な質疑は次のとおりです。

（問）小学生は新中学校のスクールバスに混乗するのか。

(答) 小学生については、本年12月に14人乗りのバスの購入を予定していますので、小学校専用のバスで運行となります。小学校も新中学校のスクールバスと同様に生徒の人数に合わせて小型化しているため余分な座席がなく、始業時間が異なることから、相乗りはできないとの結論になりました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第68号 くす星翔中学校備品購入事業スクールセット購入契約について

本案は、くす星翔中学校備品購入事業スクールセット購入に係る契約を締結するため、玖珠町有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 椅子や机の選定はどのように決めているのか。デザインやサイズはどのように決まっているのか。

(答) 規格は決まっていますが、中学生の体格に合わせて選定をしています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第69号 くす星翔中学校備品購入事業メディアセンター用機器購入契約について

本案は、くす星翔中学校備品購入事業メディアセンター用機器購入に係る契約を締結するため、玖珠町有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) ふぐあいが発生したときの修復作業はタイムリーにできるのか。

(答) 将来的に専門的な知識を有するICT支援員を臨時職員として雇用したいと考えています。その中で、ICTを活用した授業の補助や教材づくり、ふぐあいなどの対応を担っていただきたいと思えます。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第83号 くす星翔中学校建設事業管理特別教室棟家具内装工事の請負契約について

本案は、くす星翔中学校建設事業管理特別教室棟家具内装工事の請負契約を締結するため、玖珠町有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願書

本案は、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求めるため提出されたものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

9 陳情第1号 玖珠・森地区子育てサロンに関する陳情書

本案は、玖珠・森地区子育てサロンの支援の強化を求めるため提出されたものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

その他の質疑については、別紙にまとめていますので、御一読ください。

以上、総務文教民生常任委員会に付託を受けました議案7件、請願1件、陳情1件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（河野博文君） 総務文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

総務文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設まちづくり常任委員会の報告を求めます。

産業建設まちづくり常任委員会委員長中尾 拓君。

○産業建設まちづくり常任委員長（中尾 拓君） 皆さん、おはようございます。

産業建設まちづくり常任委員会報告をいたします。

平成30年第3回玖珠町議会定例会におきまして、産業建設まちづくり常任委員会に審査の付託を受けました議案第2件について、9月18日執行部出席のもと審査した結果を報告いたします。

1 議案第62号 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項の規定に基づく玖珠町空家等対策協議会の設置に伴い、協議会委員の報酬を定めるものでございます。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）協議会委員の仕事は何をするのか。

（答）協議会委員は、個別の空き家調査を行うのではなく、「空き家等対策の対象地区及び対象とする空き家等の種類」並びに「今後の空き家等対策の基本方針」等を定める空き家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行います。

また、そのまま放置すれば、保安上危険となるおそれがある状態や衛生上有害となるおそれがある状態、あるいは著しく景観を損なっている状態などの空き家等について、特定空き家等の指定に関する協議などを行います。

（問）委員の人選についてはどうするのか。

（答）法務、不動産、建築、福祉の各専門分野の方、地域団体及び行政職員を予定しています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第67号 平成30年度鳥獣被害防止総合対策（鳥獣被害防止総合支援事業）鉄線柵（H＝1.8m）購入契約について

本案は、平成30年度鳥獣被害防止総合対策（鳥獣被害防止総合支援事業）鉄線柵（H＝1.8m）購入に係る契約を締結するため、玖珠町有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設まちづくり常任委員会に審査の付託を受けました議案2件につきまして、審査の結果の報告を終わります。

○議長（河野博文君） 産業建設まちづくり常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

産業建設まちづくり常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員会委員長宿利忠明君。

○決算特別委員長（宿利忠明君） 決算特別委員会の報告をいたします。

平成30年第3回玖珠町議会定例会において、決算特別委員会に審査の付託を受けました平成29年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計の決算認定案件7件について、9月4日から9月6日の3日間にわたり執行部出席のもと審査した結果を報告いたします。

本決算特別委員会は、議長と議会選出の監査委員を除く議員で審査に当たり、各案件の書類審査では、まず執行部に決算概要の説明を求め、質疑、審査を行いました。

結果、本定例会で付託を受けました平成29年度一般会計、各特別会計、水道事業会計の決算認定案件7件を原案のとおり全会一致で認定することに決しました。

なお、各議案の主な審査の内容と質疑・意見は次のとおりです。

1 議案第75号 平成29年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入の総額は95億5,888万6,025円で、歳出総額は91億1,477万4,179円です。

歳入歳出差し引き残高は4億4,411万1,846円ですが、うち次年度への繰越事業充当財源1億3,340万9,072円を差し引いた実質収支は3億1,070万2,774円となっています。

実質収支3億1,070万2,774円が決算剰余金となります。

決算剰余金は、法の定めにより2分の1を下らない金額の1億5,540万円を基金に積み立てますが、この基金積立金は、新中学校開校に向け発行した町債の償還財源を確保するため、減災基金へ積み立てられます。

主な質疑・意見については、以下のとおりです。

(問) 町債の収入未済額も年々増加しているが、起債の許可がおりなかった理由は何か伺う。

(答) 事業が終了した後に起債を行うことになっているため、終了していない繰越事業終了後の収入となります。繰越事業が年々増額しているため、町債も大きくなっております。

(問) 監査委員のまとめに行政の簡素化、経費の節減に努めるよう指摘されているが、行財政改革の状況について伺う。

(答) 組織体制、各課の事業内容等の改革が必要だと考えています。現在組織機構改革も含めた行財政改革プラン策定に向けて協議を進めているところです。

(問) 公民館の工事費について、補助率が地区によって異なっているのはなぜか。

(答) 町が管理している場合は全額補助となりますが、地元管理の場合は補助率が下がります。

(問) 玖珠町結婚新生活支援事業は町内在住者が対象か。また条件を伺う。

(答) 平成28年度から事業を行っており、平成29年度においては上限24万円で新居となる住宅の購入費やアパート等に係る住居費、共益費、敷金等が対象となります。夫婦の前年度所得が340万円未満であり、夫婦、もしくはどちらか一方が玖珠町に住んでいることが条件となります。

(問) 観光協会補助金800万円の内訳を伺う。

(答) 約400万円が人件費(事務局員2人)、それ以外は広告やチラシ等の事業費に充当されています。

(問) 将来的な行政改革に備える考えはあるか。

(答) 運動公園やメルサンホールなどの社会教育施設については、指定管理等を含め検討を行っているところです。

(問) 災害復旧工事の計画はあるのか。

(答) 災害復旧工事については、県の災害等の工事もあり、業者が入札に参加してくれない状況になっています。近くの農地災害で対応している業者に随契で対応してもらっている状況です。

2 議案第76号 平成29年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
償還状況は、平成29年度末現在の未償還件数は、新築33件、改修52件、宅地取得35件の合計120件で2億9,971万4,263円が未償還金です。

歳入は、過年度住宅新築資金等貸付金元利収入が18万円、基金利子が1,929円で、歳入合計18万1,929円であり、基金へ積み立てます。

平成29年度末現在の基金額は1,047万8,286円となります。

特に質疑はありませんでした。

3 議案第77号 平成29年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

簡易水道特別会計の歳入総額は1億1,653万7,528円で、歳出総額は1億1,653万7,520円となっています。歳出については、綾垣簡易水道配水管敷設工事費、日出生本村簡易水道取水施設工事費の1億683万9,000円が主な要因です。

特に質疑ありませんでした。

4 議案第78号 平成29年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額は27億4,143万6,586円、歳出総額が27億1,286万858円であり、歳入歳出差し引き額2,857万5,728円が平成30年度へ繰り越しとなります。

主な質疑・意見については次のとおりです。

(問) 前年度と比べ保険給付費が6,721万1,114円増加しているが、その原因は何か。

(答) 高額なレセプトの増加が考えられます。レセプト件数が前年度と比較して100万円以上が約50件、200万円以上が40件、1,000万円以上が3件ふえています。

(問) 後期高齢者支出金は1,510万円減額しているが、その原因は何か。

(答) 被保険者数が減少しているため、減額となっています。

5 議案第79号 平成29年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額は21億371万7,589円で、歳出総額は20億7,103万4,885円、歳入歳出差し引き残額3,268万2,704円が平成30年度へ繰り越しとなります。

特に質疑はありませんでした。

6 議案第80号 平成29年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入総額は2億381万4,004円で、歳出総額は20億249万8,804円、歳入歳出差引額131万5,200円が平成30年度へ繰り越しとなります。

特に質疑はありませんでした。

7 議案第81号 平成29年度玖珠町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
事業収益は2億3,422万7,192円で、予算額に比べ150万5,808円の減で、事業費は1億9,220万9,010円です。

主な質疑・意見については以下のとおりです。

(問) 老朽管の改修計画はあるのか。

(答) 大隅の拡張や浄水施設の更新を優先するようにしているため、改修計画等は立てていません。漏水した箇所での修理で対応を行ってまいります。

(問) 北山田簡易水道の加入率はどのようになっているか。

(答) 平成29年3月末の給水人口は1,118人、給水戸数は457戸となっております。

その他の質疑については別紙にまとめていますので、御一読ください。

なお、今後施設整備に伴う地方債の償還額が増加するほか、公共施設や道路の維持管理費等を注視する必要があり、今後とも財政の健全性の確保、住民ニーズの把握に努め、福祉の向上のため職員一丸となって行財政改革に一層努力をされるようつけ加えて、決算特別委員会に審査の付託を受けました決算認定案件7件について、審査の報告を終わります。

○議長(河野博文君) 質疑の前に、議案第80号の歳入総額2億381万4,004円で、歳出総額20億249万とありますが、歳出総額は20じゃなくて2億でございます。訂正をお願いいたします。

決算特別委員会委員長宿利忠明君。

○決算特別委員長(宿利忠明君) すみません、20億ですね。玖珠町後期高齢者医療事業特別会計の歳出総額、今20億と言いましたけれども、2億249万8,804円です。訂正をさせていただきます。

○議長(河野博文君) 決算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

決算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で各委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第3 討論

○議 長（河野博文君） 日程第3、これより討論を行います。

お諮りします。

議案第82号は人事案件であります。議案の性格上、討論を省略したいと思いますが、異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号は討論を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

議案第62号の原案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 議案第63号の原案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 議案第64号の原案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 議案第65号の原案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 議案第66号の原案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 議案第67号の原案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 議案第68号の原案に反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (河野博文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (河野博文君) 議案第69号の原案に反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (河野博文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (河野博文君) 議案第70号の討論を行います。発言の順番に注意してください。

原案に賛成意見の発言はありませんか。

3番大野元秀君。

○3番 (大野元秀君) 議席番号3番大野です。

議案第70号、平成30年度玖珠町一般会計補正予算 (第3号) の原案に対し、賛成の立場で討論を行います。

過疎化と人口減少や少子高齢化が進み、全国の自治体は多くの課題に直面しています。特に周辺山間部の町村ほど深刻で、玖珠町も例外ではありません。平成18年以降、玖珠町コミュニティ推進条例や玖珠町自治会館の設置及び管理に関する条例、童話の里コミュニティ推進事業補助金の交付要綱等を設置し、住民参加、地域主導による町の活性化を目指してきましたが、地域の現状と課題が問われています。

玖珠町の人口推計を見ますと、現在1万5,377人、2040年1万649人、2060年には6,896人です。高齢化率は、森地区36.73%、玖珠地区33.52%、北山田地区42.49%、八幡地区46.58%、このような状況です。そこで、今回の集落支援員推進事業予算の提案となったものと考えています。地域の事情に詳しく、まちづくりのノウハウを持った人材が選任され、地域を巡回し、住民と膝を交えて課題を洗い直せば、必ず解決の糸口がつかめ、地域の発展につながるものと考えます。

また、集落支援員に対しては、人件費等の財源措置、情報提供などの国からの支援もあることから、平成29年度は全国で4,515名が選任されています。県内では53名が選任されており、早急に玖珠町も取り組む必要があると考えています。

よって、議案第70号、平成30年度玖珠町一般会計補正予算 (第3号) における関係予算は、町民参加、地域主導による町の活性化に大きな効果が期待できる集落支援員の設置に不可欠であります。

現在、コミュニティ組織の負担が大きくなっている中、各地区の中で最も高齢化率46.58%と高い八幡地区において、5カ月間この事業を試行的・先行的に実施することは妥当であると考えています。また、成果や課題等を把握できれば、今後、この事業を全地区で取り組むことの判断材料になることも考えられます。国が推進し、各自治体が住民のためにこの事業を活用することは当然のことと考えます。

以上、原案に対する賛成の討論とします。

○議 長（河野博文君） 原案及び修正案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 原案に賛成意見の発言はありませんか。

4 番小幡幸範君。

○4 番（小幡幸範君） 議席番号4 番小幡です。

議案第70号、平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）の補正予算に対し、原案に賛成の立場で討論に参加をいたします。

補正予算のうち、2 款 1 項 7 目企画調整費の集落支援員報酬を減額するとの修正案が提出されましたが、集落支援員を上程するまでの経過について伺ってきました。本事業費を予算計上するに当たり、執行部においては自治区の再編に関する意見交換会を過去何度も開催をしています。平成29年度には各地区自治委員と8回協議の場を開いており、また、我々議会においても平成30年2月15日には望ましい自治区のあり方について議会全員と自治委員代表者との意見交換会を開き、災害時の対応や後継者の問題、自治区の再編が思うように進んでいないことなど、地域を取り巻く状況は議会としても理解を示してきた経過があります。その経過を踏まえ、今回、執行部から対応策として集落支援員を配置し、自治区の再編を初めとするもろもろの課題解決に向けた提案であったと考えられます。

また、自治委員協議会の活動は年間140日を超える負担がかかっており、負担を軽減するための対策は急務と考えられます。執行部の説明資料には、自治区の再編は全地区同時に取り組むことができないため、高齢化率の高い八幡地区から5カ月間の試験運用を行うことであったり、再編は町主導での対応が難しいため、地元住民から選任で支援員を配置したいとの提案は、リスクを抑え、かつ前向きな取り組みであると考えられます。

また、八幡地区と自治委員代表者協議会で了承を得ている内容に対し、住民の意思決定機関である議会として前向きに支持するべき対応ではないかと判断できます。

以上のことから、原案に対し賛成の立場で討論といたします。

○議 長（河野博文君） 修正案に賛成意見の発言はありませんか。

13番繁田弘司君。

○13 番（繁田弘司君） 13番繁田です。

議案第70号、集落支援員の原案に反対し、予算の減額修正に賛成の立場で討論に参加します。

今回提案された集落支援員については、現在行政が取り組んでいる作業内容について多くの部分で重複をしております。制度そのものの中身について、支援員を置くことで地域がどう変わるか。その役割と必要性について関係者が本当に必要としているか。既に導入している他自治体の効果の説明が極めて不十分であります。

総務省の中には、この集落支援員を初めに地域おこし協力隊、地域マネジャー、地域再生マネジャー、また防衛省からは防災マネジャーといった多数の制度がございます。そういった制度を活用する前に、玖珠町にある制度、自治委員会、地域コミュニティ、民生委員、社会福祉協議会などの皆

様で再度まちづくりの指針を示し、協力への呼びかけを行うことが先決ではないでしょうか。

自治委員はボランティア、この集落支援員はさらに地域マネジャーと発達し、年間に360万円。こういった不公平感をどう是正し、どう活用するかが今後の課題の一つではないでしょうか。

さらに、こういった制度利用に当たりましては、せめて町の要綱や規則の整備が必要ではないか。これから玖珠町は行財政改革へ取り組まなければなりません。増加する仕事量はわかりますが、それに伴う臨時雇用者数は既に70名に及んでいます。地域づくり・まちづくりについては、みずからの手でみずからが取り組む主導こそ、今必要な時期ではないでしょうか。

よって、集落支援員制度の原案に反対し、予算第70号の減額修正に賛成の討論といたします。

以上。

○議 長（河野博文君） 原案に賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 原案及び修正案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 原案に賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 修正案に賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） これで議案第70号に対する討論を終わります。

議案第71号の原案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 議案第72号の原案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 議案第73号の原案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 議案第74号の原案に反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

- 議 長（河野博文君） 議案第75号の原案に反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第76号の原案に反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第77号の原案に反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第78号の原案に反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第79号の原案に反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第80号の原案に反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第81号の原案に反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（河野博文君） 議案第83号の原案に反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（河野博文君） 次に、請願1件、陳情1件について討論を行います。

請願第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願書について、反対意見の発

言はありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 陳情第1号、玖珠・森地区子育てサロンに関する陳情書について、反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 以上で討論を終わります。

日程第4 採決

○議 長（河野博文君） 日程第4、これより採決を行います。

最初に、議案第62号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、玖珠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、玖珠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、玖珠町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正に対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、玖珠町スクールバス設置及び管理に関する条例の廃止に対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、平成30年度鳥獣被害防止総合対策（鳥獣被害防止総合支援事業）鉄線柵（H＝1.8m）購入契約に対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、くす星翔中学校備品購入事業スクールセット購入契約に対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、くす星翔中学校備品購入事業メディアセンター用機器購入契約に対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）に対する委員長報告は修正です。まず、委員会の修正案について、起立によって採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（河野博文君） 起立多数です。

よって、委員会修正は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第70号は、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

議案第71号から議案第74号までの4議案は、平成30年度特別会計及び水道事業会計の補正予算です。別に反対の意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

議案第71号から議案第74号までの4議案について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第71号から議案第74号までの議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号は、平成29年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第75号について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第75号は、委員長報告のとおり認定されました。

議案第76号から議案第81号までの6議案は、平成29年度玖珠町特別会計並びに水道事業会計の決算認定についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号から議案第81号までの6議案は、一括して採決することに決しました。

議案第76号から議案第81号までの6議案については、いずれも委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第76号から議案第81号までの6議案は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第82号、玖珠町教育委員会委員の任命についてを採決します。

原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野博文君） 起立全員です。

よって、議案第82号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第83号、くす星翔中学校建設事業管理特別教室棟家具内装工事の請負契約について採決

します。

原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました請願1件、陳情の1件について採決を行います。

請願第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願書に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第1号、玖珠・森地区子育てサロンに関する陳情書に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択されました。

日程第5 委員会発議

・意見書(案)について

・玖珠町議会傍聴規則の一部改正について

○議長(河野博文君) 日程第5、委員会発議を議題とします。

お手元に配付しております発議第5号と発議第6号が提出されています。これを直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野博文君) 異議なしと認めます。

最初に、発議第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書(案)について、提出者の説明を求めます。

提出者、総務文教民生常任委員会委員長大野元秀君

○総務文教民生常任委員長(大野元秀君)

発議第5号

平成30年9月25日

玖珠町議会

議長 河野博文 殿

提出者 玖珠町議会総務文教民生常任委員会委員長 大野元秀

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

意見書の内容につきましては、お手元にお配りしていますので、簡潔に説明をいたします。

地方自治体では、子育て支援、医療・介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。同様にして人材が減少する中でも住民からは新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が求められています。

しかし、国は、社会保障の消滅と財政再建目標を達成するためだけに歳出削減を行おうとしています。地方自治体では、不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは必至であります。

2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとして社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指していく内容であります。

政府に対して7項目の内容で地方財政の充実・強化を求める意見書として、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書の提出をするものです。

以上であります。

○議長（河野博文君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第5号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

発議第5号について、賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(河野博文君) 起立全員です。

よって、本意見書(案)は可決されました。

次に、発議第6号、玖珠町議会傍聴規則の一部改正について提出者の説明を求めます。

提出者、議会改革特別委員会委員長廣澤俊幸君。

○議会改革特別委員長(廣澤俊幸君)

発議第6号

平成30年9月25日

玖珠町議会

議長 河野博文 殿

提出者 議会改革特別委員会委員長 廣澤俊幸

玖珠町議会傍聴規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出理由は、議会傍聴規則は制定されてから30年を過ぎ、この間、改正を行っておりますが、今日の社会情勢などを考慮し、開かれた議会を目指すとともに、町民が傍聴しやすい環境づくりを行うため、改正を行うものであります。

内容につきましては、これまで全員協議会の中で御説明をしておりますので、省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長(河野博文君) ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第6号に対する反対意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第6号、玖珠町議会傍聴規則の一部改正について、別に反対意見の発言もありませんでしたの

で、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

発議第6号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（河野博文君） 起立全員です。

よって、発議第6号は可決されました。

日程第6 議員派遣について

○議 長（河野博文君） 日程第6、議員派遣について議題といたします。

今定例会より12月定例会まで、お手元にお配りしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は決定されました。

日程第7 委員会の継続審査及び調査について

○議 長（河野博文君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査及び調査について議題とします。

議会運営委員会、産業建設まちづくり常任委員会及び各特別委員会の委員長から、委員会の所管事務及び目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会、産業建設まちづくり常任委員会、基地対策特別委員会、議会改革特別委員会、議会広報特別委員会の委員長からの申し出のとおり、閉会中においても所掌事務について調査を行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

ここで、町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

宿利町長。

○町 長（宿利政和君） それでは、平成30年第3回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言皆さんに御挨拶を申し上げたいと思っております。

御存じのとおり、今定例会は先月8月31日から本日までの26日間の日程でございました。本議会に提案いたしましたのは、条例の一部改正案件4件、条例の廃止案件1件、購入契約締結案件4件、補正予算案件5件、決算認定案件7件、人事案件1件、報告2件の計24件でございました。いずれの議案も議員皆様の活発なる御議論と慎重なる御審議を賜り、感謝を申し上げるところでございます。また、一部修正の分ございましたが、審議におきまして議員各位から本町のまちづくり、そして行政の取り組むべき姿勢について貴重な御意見を賜りました。このことは今後の町政執行に十分反映をさせていきたいと考えているところでございます。

さて、今定例議会の開会期間中にはさまざまなことがございました。9月6日の未明に北海道で発生いたしました震度7の地震によりまして多くの犠牲者があり、お亡くなりになられた方、そして、家屋・財産等にも多大な被害を受けられた方がおられまして、この場をおかりしまして、心より哀悼の意を表したいと思っております。

近年におきましては、台風が巨大化、そしてまた集中豪雨は常態化になりつつあり、災害はいつ何どき身近で発生するかわからないものとなっております。多大な被害をもたらしたさまざまな災害の教訓、そして、常に災害と隣り合わせにあるということを忘れずに、改めて備えを確認し、防災対策の準備をしていくことが大切であると再認識させられたところでございます。

次に、ことしの6月に発足をいたしました地域力くすデザイン会議によりまして、第1回目の住民参加型のワークショップを、「Uターン」をテーマに、若者が住みやすくなるまちにするにはということ、9月6日にくすまちメルサンホールで開催させていただきました。

このワークショップには、高校生5名を含む町民の37名の方々が参加をいただき、6班に分かれて活発な議論が交わされました。今年度は今後5回にわたりましてテーマを決め、ワークショップを開催する予定でございます。次回は10月4日、「子育て（安心してのびのび子育てができる環境づくり）」をテーマに、同じくメルサンホールで開催をすることとなっております。多くの町民の皆さんに参加を呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、今後の予定についてでございますが、報告を申し上げます。

大分県下全域で準備を進めてまいりました第33回国民文化祭・おおいた2018及び第18回全国障害者芸術文化祭おおいた大会が10月6日からスタートいたします。玖珠町におきましても10月13日から11月24日までの期間、わらべの館、久留島武彦記念館、くすまちメルサンホール、森のクレヨンなどを会場にしながら、童話の里くすまち「こどもフェスティバル」と障害者芸術・文化祭が行われます。期間中は舞台や展示、コンサート、ミュージカルなど多彩な催しが行われる予定となっております。

各行事の日程等の詳細につきましては、それぞれお配りをしております公式ガイドブックをごらんいただき、童話の里くすまちの文化・芸術の振興が障害者理解につながるきっかけとなればと祈念しておるところでございます。

以上、報告を申し上げます。

季節はこれからだんだん秋へと向かいまして、朝晩の冷え込みも感じられるような時期になってま

いりました。この後は秋、冬の寒さを迎えるシーズンとなりますが、議員各位におかれましては体調管理に十分御留意をされまして、町政発展のため、ますます御活躍・御助言を賜りたいと考えております。

以上をもちまして、平成30年第3回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（河野博文君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

平成30年第3回定例会は、去る8月31日開会以来本日まで26日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におかれましても終始極めて真剣な御審議をいただきましたことに感謝申し上げます。

さて、ことしの夏は猛暑による熱中症も相次ぐなど、近年の急激な気象の変化、それに伴う自然災害の増加があり、全国各地で記録的な豪雨を記録するなど、特に7月の西日本豪雨の被災地では15府県220名を超えるとうとい人命が失われました。また、北海道胆振東部地震、台風21号、そして大阪北部地震、この夏は自然災害が相次ぎ、列島に甚大な被害が発生をいたしました。被災されました方々に心よりお見舞い申し上げます。

玖珠町では、幸いにもこの夏の間には大きな被害がなかったと聞いております。不測の事態に備え、日ごろより避難場所や避難経路など、再度、家族と確認していただきたいと思っております。

玖珠町では秋本番を迎え、稲穂も色づき、爽やかな季節となりました。農家の方には農産物の収穫や、町民の皆様には町体等のスポーツ大会、また、国民文化祭、障害者芸術・文化祭等の文化行事、機関庫まつりを初め、秋の多くのイベントが控えております。台風等の自然災害がなく、平穏に開催できますことを願っております。

議員、執行部各位には、くれぐれも健康に御留意され、それぞれの場において御活躍されますことを祈念するものであります。

これをもちまして、平成30年第3回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年9月25日

玖 珠 町 議 会 議 長 河 野 博 文

署 名 議 員 大 野 元 秀

署 名 議 員 藤 本 勝 美